

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

柴田町

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 現況

本町は、宮城県中南部に位置し、都市近郊の優位性等を活かし、昭和 30 年代後半から農業構造改善事業や県営圃場整備事業に取り組み、早い時期から水稻を基幹作物としながら花き、野菜及び畜産等を取り入れた複合経営を推進し、農業の近代化を積極的に図ってきました。

町内の水田は、20a 以上の基盤整備率が 47%で、このうち約 1 割は 50a 以上の大区画ほ場に整備されています。水田をフルに活用して土地利用型農業の生産性向上等をより一層進めていく必要があります。

一方、農業者の高齢化が進んでおり、今後、更に高齢化が進むことで、基幹的農業従事者の減少により、農家戸数も年々減少していくものと見込まれます。

### 2. 目標

現況を踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとします。

## 3 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	促進計画区域一円	法第 3 条第 3 項第 1 項に掲げる事業
②		
③		

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

なし